

上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱

平成18年3月6日

上下水道局告示第1号

改正 平成20年4月1日上下水道局告示第2号

平成22年4月28日上下水道局告示第3号

平成28年3月25日上下水道局告示第1号

注 平成28年3月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号の規定による処理区域内で排水設備を設置しようとする者に、融資機関が融資を行った場合において、当該融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付することに関し補助金等交付規則(平成18年規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「排水設備」とは、上田市下水道条例(平成18年条例第220号)第2条第4号に規定する排水設備をいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業加入金、水道料金、下水道使用料及び集落排水施設使用料の滞納がないこと。

(平成28上下水道局告示1・一部改正)

(融資の種類、利子補給率等)

第4条 利子補給の対象となる融資の種類、限度額等は、次のとおりとする。

- (1) 融資の種類 既存の建築物に排水設備を新設するために要する資金
- (2) 融資の限度額 1件当たり100万円
- (3) 利子補給期間 5年以内
- (4) 利子補給率 年1.9パーセント以内
- (5) 償還方法 元金均等又は元利均等によるほか、融資機関の定める方法
- (6) 融資利率 融資機関の定めた利率
- (7) 延滞利子 融資を受けた者の負担

(平成28上下水道局告示1・一部改正)

(利子補給の申請)

第5条 利子補給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、排水設備設置資金融資利子補給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備等新設等計画確認申請書
- (2) 排水設備の設置工事の見積書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(利子補給の決定の通知)

第6条 管理者は、前条に規定する申請書を受領したときは、内容を審査の上、排水設備設置資金融資利子補給(決定・不決定)通知書(様式第2号。次条において「通知書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(融資の手続)

第7条 前条の規定により、利子補給決定の通知を受けた申請者は、通知書の交付の日から30日以内に当該通知書を融資機関に提出し、借入れの手続をしなければならない。

(完了検査)

第8条 申請者は、排水設備の設置工事が完了した場合は、排水設備設置工事完了届出書(様式第3号)を管理者に提出し完了検査を受けなければならない。

(検査済通知)

第9条 管理者は、申請者の排水設備の設置工事が完了検査に合格した場合は、排水設備設置工事検査済通知書(様式第4号。以下「検査済通知書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により、検査済通知書の交付を受けた申請者は、検査済通知書の交付の日から30日以内に検査済通知書を融資機関に提出し、融資を受けるものとする。

(融資の報告)

第10条 融資機関は、この告示に基づく融資を行ったときは、排水設備設置資金融資報告書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の排水設備設置資金融資報告書には、融資を受けた申請者ごとの償還表を添付するものとする。当初の償還表に変更のある場合も、同様とする。

(利子補給の方法)

第11条 利子補給は、次の区分により融資機関に対して行う。

- (1) 1月1日から6月末日までに融資した分 7月10日まで

(2) 7月1日から12月末日までに融資した分 1月10日まで

(準用)

第12条 上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年条例第217号)第2条第2項に規定する農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設事業における利子補給金の交付については、この告示を適用するものとする。

(平28上下水道局告示1・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の下水道排水設備資金融資利子補給要綱(平成13年上田市上下水道局告示第2号)、丸子町下水道改造資金融資あっせん及び利子補給要綱(平成10年丸子町告示第9号)、真田町水洗化資金融資に対する利子補給金交付要綱(平成8年真田町告示第52号)、武石村水洗化資金融資あっせん及び利子補給に関する規則(平成5年武石村規則第12号)又は武石村水洗化資金融資あっせん及び利子補給に関する条例(平成5年武石村条例第13号)の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱の廃止に伴う経過措置)

3 上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱(平成18年告示第81号)の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年4月1日上下水道局告示第2号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月28日上下水道局告示第3号)

この告示は、平成22年4月28日から施行する。

附 則(平成28年3月25日上下水道局告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

排水設備設置資金融資利子補給申請書

年 月 日

(申請先) 上田市長

次のとおり排水設備設置資金の利子補給を受けたいので申請します。

申請者	ふりがな			生年月日	
	氏名	㊟		年月日	
	現住所	〒 電話番号			
工事内容	工事費	見積額	融資希望額	万円	
	排水設備設置場所	1 持家 2 借家 上田市	指定工事店名		
融資希望金融機関	支店、支所名とも記入				
納税等状況調査同意	この利子補給申請に当たり、私の納税等状況確認のため、上田市上下水道局職員が上田市の保有する納税等関係公簿を調査することに同意します。 氏名 ㊟				
添付書類備考	排水設備等新設等計画確認申請書、排水設備設置工事見積書				

審査した結果、 要件に適合するため、利子補給することとしてよろしいですか。

要件に適合しないため、利子補給しないこととしてよろしいですか。

	課長	係長	係長	主務者	係	受付日	年月日	
						利子補給	適・否	
審査の結果	市民税 固定資産税 国民健康保険税		受益者負担 金・分担金	水道料金等	供用開始後3年 (期限年月日)	融資希望額	万円	
						申請者通知	年月日	
	<input type="checkbox"/> 納入 <input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 納入 <input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 納入 <input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 納入 <input type="checkbox"/> 未納	年月日			
					<input type="checkbox"/> 期限前 <input type="checkbox"/> 期限経過			

様式第2号(第6条関係)

排水設備設置資金融資利子補給(決定・不決定)通知書

第 号
年 月 日

様

上田市長 印

年 月 日付けで申請のありました排水設備設置資金融資利子補給について審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

申請者	ふりがな				生 年 月 日
	氏 名	印			年 月 日
	現 住 所				
工事内容	工 事 費	見積額 万円	融資希望額	万円	
	排 水 設 備 設 置 場 所	上田市	指定工事店名		
決定の内容	利子補給 する しない				
利子補給者番号	第 号	排水設備番号	第 号		
備 考	(決定通知書の場合の必要事項) この通知書は、利子補給要件に該当すると認められるため通知するものであり、融資機関からの融資を保証するものではありません。 また、この通知書を交付後30日以内に融資機関に提出し、融資の申込みをしてください。 融資機関での手続の際に持参するもの 1 この通知書 2 印鑑登録されている印鑑 3 各融資機関の借入手続に必要な書類				

様式第3号(第8条関係)

排水設備設置工事完了届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所
氏名



次の排水設備設置工事が完了しましたので検査してください。

排水設備設置場所	上田市
指定工事店名	
融資希望額	万円(工事精算額 万円)
融資機関名	支店、支所名とも記入
利子補給者番号	第 号
排水設備番号	第 号
備考	

検査した結果 合格につき排水設備等検査済証(上田市下水道条例施行規程様式第5号)及び排水設備設置工事検査済通知書(様式第4号)を交付してよろしいですか。

次の指摘事項により不合格としてよろしいですか。

	課長	係長	係長	主務者	係	検査済証交付	年月日	
						年月日	可・否	
						検査合格	年月日	
						申請者通知	年月日	
検査の結果	有 指摘事項 無							

様式第4号(第9条関係)

排水設備設置工事検査済通知書

年 月 日

様

上田市長 印

次の排水設備設置工事の完了検査を実施し、合格のため通知します。

氏 名	
住 所	
排水設備場所	
融資機関名	
融資希望額	万円(工事精算額 万円)
検査済証交付年月日	年 月 日
利子補給者番号	第 号
排水設備番号	第 号
備 考	この通知書を交付後30日以内に融資機関に提出し、排水設備設置資金の融資を受けてください。

様式第5号(第10条関係)

排水設備設置資金融資報告書

年 月 日

(報告先) 上田市長

金融機関名

㊦

排水設備設置資金(利子補給対象分)として、次のとおり融資しましたので報告します。

利子補給者番号	氏 名	融資金額(万円)	融資利率(%)	融資年月日	備 考
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					

償還表を添付すること。

1箇月分まとめて報告すること。